

一般社団法人愛知県医薬品販売業協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人愛知県医薬品販売業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、消費者に対する薬事知識の普及啓蒙等を行うとともに、登録販売者及び薬種商の倫理及び職能の水準を高め、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、保健衛生及び公衆衛生の向上並びに福祉の増進に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 この法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 この法人は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 消費者に対する薬事知識の普及啓蒙に関する事項
- (2) 保健衛生及び公衆衛生の向上に関する事項
- (3) 薬学及び薬事に関する講習会及び研修会の開催
- (4) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事項
- (5) 登録販売者及び薬種商の倫理及び職能の向上に関する事項
- (6) 機関誌の発行
- (7) その他この法人の目的達成に必要な事項

2 前項の事業については、主に愛知県において実施する。

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 愛知県内において店舗販売業に従事する登録販売者及び薬種商販売業を営む者（ただし、薬種商販売業を営む者が法人の場合は、その業務を行う役員又はこれに準ずる者とする。）

(2) 準会員 この法人の趣旨に賛同する者

(入会)

第7条 この法人の正会員又は準会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める所定の入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、理事会が別に定める入会及び退会規程に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、理事会が別に定める会費規程に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

2 準会員は、会費規程において定めるところにより準会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(4) 会費の納入を怠り、細則で定める催告を受けた後3箇月を経過しても納入しないとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 総正会員の同意があったとき。

(退会)

第10条 正会員及び準会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当する場合は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の総議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その正会員に対し、社員総会の一週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき。

(3) その他正当な事由があるとき。

2 準会員が前項各号の一に該当する場合には、理事会の決議に基づき、除名することができる。この場合、その準会員に対し理事会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、理事会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額又はその支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(5) 正会員の除名

(6) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け

(7) 解散及び残余財産の帰属

(8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡

(9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第16条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第15条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき。

4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

第16条 社員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって又は電磁的方法により、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第18条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

(書面議決等)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により議決し、又は正会員である代理人によって議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものと

みなす。

- 3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には議長のほか、その社員総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(社員総会運営規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、別に定める社員総会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上14名以内
- (2) 監事 2名又は3名

2 理事のうち1名を会長、4名以内を業務執行理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び業務執行理事は、理事会において選定する。

3 理事会は、その決議によって前項で選定された業務執行理事より副会長、専務理事

及び常務理事を選定することができる。ただし、副会長は2名以内、専務理事は1名まで、常務理事は2名以内とする。

- 4 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族、その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
(理事の職務権限)

第26条 理事は理事会を構成し、この定款の定めるところによりこの法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序に従いその業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。
- 6 会長、副会長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 7 会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第27条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要であると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。

ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した役員の前任として選任された役員の前任の任期は、その退任した役員の前任の満了する時までとすることができる。

4 役員は、第24条第1項に定めた役員の前任が欠けた場合には、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事の権利義務を有する。

(解任)

第29条 理事及び監事は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第30条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第45条に定める理事会運営規則によるものとする。
(責任の免除又は限定)

第32条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問及び相談役)

第33条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、学識経験者のうちから、理事会においた任期を定めた上で選定する。

3 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問及び相談役の職務)

第34条 顧問は、この法人の重要事項につき会長の諮問に応ずるほか、随時意見を述べることができる。

2 相談役は、この法人の運営に関し、会長の相談に応ずるほか、随時意見を述べることができる。

3 顧問及び相談役は、会長の要請があるときは、各会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

第2節 理事会

(設置)

第35条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時、場所及び目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前2号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することはいない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結
(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第27条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集す

る場合及び同項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、同項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは招集の手段を経ることなく開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第26条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び監事、理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第45条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第6章 財産及び会計

(財産の種別)

第46条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第47条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の議決を経なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(財産の管理・運用)

第48条 この法人の財産の管理・運用は会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程による。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第50条 この法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第1号の書類については、社員総会に報告し、同項第3号及び第4号の書類については社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第52条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第53条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により定める経理規程によるものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第54条 この法人は剰余金の分配は行わない。

第7章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

2 第57条第1項に規定する解散の事由を変更したとき、第58条に規定する残余財産の帰属に関する事項を変更したとき、又は存続期間の定めを設けたとき若しくはこれを変更したときは、遅滞なく認可行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第56条 この法人は社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 この法人が合併したときは、法令の定めるところにより、遅滞なく認可行政庁に合

併をした旨を届け出なければならない。

(解散)

第57条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

2 この法人が解散(合併による解散を除く。)をしたときは、遅滞なく認可行政庁に届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第58条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第59条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、その諮問機関として、各種の委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置)

第60条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第61条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状態、運用内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第62条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第63条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補 則

(委任)

第64条 この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、第49条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事である会長は犬塚正治とする。